

# 愛媛県吹奏楽連盟規約

## 第一章 総則

- 第1条 (名称)  
この法人は一般社団法人全日本吹奏楽連盟会員・愛媛県吹奏楽連盟（以下この規約では連盟と称する）という。また、略称「媛吹連」という。
- 第2条 (事務局)  
この連盟の事務局は、事務局長の所在地におく。
- 第3条 (組織)  
この連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟会員の愛媛県吹奏楽連盟として県下の各加盟団体をもって組織する。

## 第二章 目的および事業

- 第4条 (目的)  
この連盟は、全日本吹奏楽連盟の趣旨にもとづき愛媛県下における吹奏楽および管・打楽器による音楽の普及向上をはかり芸術文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 (事業)  
この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) コンクールなどの開催  
(2) 吹奏楽に関する講習会、研究会などの開催  
(3) 指導者の育成  
(4) 吹奏楽に関する楽譜の紹介  
(5) 吹奏楽の普及育成事業に対する援助  
(6) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第三章 加盟団体

- 第6条 (加盟団体)  
加盟団体とは、愛媛県吹奏楽連盟に加盟している団体のことをいう。
- 第7条 (入会)  
入会しようとする団体は、愛媛県吹奏楽連盟への加盟をもって成立する。
- 第8条 (会費)  
1 この連盟の会費は年会費とし、総会で決議された金額を納めなければならない。ただし、その内一部は、四国吹奏楽連盟および全日本吹奏楽連盟へ納入される。  
2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。
- 第9条 (資格の喪失)  
加盟団体は次の理由によってその資格を喪失する。  
(1) 退会したとき  
(2) 吹奏楽団が解散したとき  
(3) 除名されたとき
- 第10条 (退会)  
加盟団体が退会しようとするときは、愛媛県吹奏楽連盟への届出により認められる。
- 第11条 (除名)  
加盟団体が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て、理事長がこれを除名することができる。  
(1) この連盟の名誉を傷つけ、またはこの連盟の目的に違反する行為があったとき  
(2) この連盟の団体としての義務に違反したとき

## 第四章 役員および事務局

- 第12条 (役員)  
この連盟の目的および事業を遂行するために次の役員をおく
- |       |     |
|-------|-----|
| 理事長   | 1名  |
| 副理事長  | 若干名 |
| 理事    | 若干名 |
| 監事    | 若干名 |
| 事務局長  | 1名  |
| 事務局次長 | 若干名 |
- 学識経験者を顧問として置くこともできる。

### 第13条 (役員 の 選 任)

役員は全て、加盟団体の代表者および学識経験者の中から総会で選任する。ただし学識経験者の数は、役員の数を超えてはならない。

### 第14条 (理 事 の 職 務)

- 1 理事長は、この連盟の業務を総理し、この連盟を代表する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき、または欠けたとき、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理し、またはその業務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織してこの規約に定めるもののほか、この連盟の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し遂行する。

### 第15条 (監 事 の 職 務)

監事は、この連盟の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) この連盟の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または事業の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会または、総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を招集すること

### 第16条 (役 員 の 任 期)

- 1 この連盟の役員は任期2年として再任を妨げないが、組織分担については途中交替することもあり得る。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の在任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

### 第17条 (役 員 の 解 任)

役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および総会において各々4分の3以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

### 第18条 (事 務 局)

- 1 この連盟の事務業務遂行のため、事務局をおく。
- 2 事務局には、事務局長1名、事務局次長若干名、その他の職員をおくことができる。
- 3 事務局長および事務局次長は、事務局を主管し、事務局長は理事を兼任する。

## 第五章 会 議

### 第19条 (総 会 の 招 集)

- 1 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2か月以内に理事長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会または監事が必要と認めるとき、理事長が招集する。
- 3 前項のほか、加盟団体の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、理事長はその請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項・日時および場所を記載した書面をもって通知する。

### 第20条 (総 会 の 出 席 者)

- 1 総会はこの連盟の役員および加盟団体の代表者をもって組織する。
- 2 総会の議長は、会議のつど加盟団体の代表者の互選で定める。

### 第21条 (総 会 の 議 決 事 項)

総会はこの規約に定めるほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および収支決算についての事項
- (2) 事業計画および収支予算についての事項
- (3) 財産目録についての事項
- (4) その他、この連盟の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

### 第22条 (総 会 の 定 足 数)

- 1 総会は、加盟団体の代表者数の2分の1以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の代表者を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。
- 2 総会の議決は、この規約で別に定めがある場合を除くほか、出席代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

### 第23条 (会 員 へ の 通 知)

総会の議事の要項および議決した事項は加盟団体に通知する。

### 第24条 (理 事 会 の 招 集 な ど)

- 1 理事会は、毎年3回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は副理事長とする。
- 3 理事会は、この連盟運営上の各事業部を組織し、理事会において議決した事項の他必要な業務を執行する。

#### 第25条 (理事会の定足数など)

- 1 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 理事会の議事は、この規約で別に定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第26条 (議事録)

すべての会議には議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が記名押印のうえこれを保存する。

## 第六章 資産および会計

#### 第27条 (資産の構成)

この連盟の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初より継承した財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 全日本吹奏楽連盟よりの助成金
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

#### 第28条 (資産の種別)

- 1 この連盟の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

#### 第29条 (資産の管理)

この連盟の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議を経て、定期預金とするなど確実な方法により理事長が保管する。

#### 第30条 (基本財産の処分制限)

この連盟の基本財産は、運用財産に繰り入れてはならない。ただし、事業遂行上止むを得ない理由のあるときは、理事会および総会の決議を経て繰り入れができる。

#### 第31条 (経費の支弁)

この連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

#### 第32条 (事業計画および収支予算)

この連盟の事業計画および、これに伴う収支予算は、理事会および総会の承認を受けなければならない。

#### 第33条 (収支決算)

この連盟の収支決算は、理事長が作成し、事業報告とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けなければならない。

#### 第34条 (借入金)

この連盟が借入金を必要とするときは、理事会の決議を経なければならない。

#### 第35条 (会計年度)

この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第七章 規約の変更および解散に伴う残余財産の処分

#### 第36条 (規約の変更)

- 1 この規約は、理事会および総会において理事および加盟団体の代表者現在数の4分の3以上の決議を経なければならない。ただし、総会において決議し、理事会に規約変更を委任することができる。
- 2 この規約を変更した場合は、その変更事項を加盟団体に報告しなければならない。

#### 第37条 (残余財産の処分)

この連盟の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において理事および加盟団体の代表者現在数の4分の3以上の議決を経て、この連盟の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第八章 補 則

第38条 (書類および帳簿の備付)

- 1 この連盟の事務局に次の書類および帳簿を備えなければならない。
  - (1) 連盟規約(全日本吹奏楽連盟定款・四国吹奏楽連盟規約・愛媛県吹奏楽連盟規約)
  - (2) 役員その他の職員の名簿
  - (3) 会員名簿
  - (4) 財産目録
  - (5) 資産台帳および負債台帳
  - (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
  - (7) 理事会および総会の議事に関する書類
  - (8) 公文書書類
  - (9) その他必要な書類および帳簿
- 2 前項の書類および帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第(6)号の帳簿および書類は10年以上、同項第(8)号・第(9)号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

第39条 この規約についての細則は理事会および総会の議決を経て別に定める。

第40条 この規約は、平成元年4月1日より施行する。  
この規約は、平成11年4月11日に改定する。  
この規約は、平成15年4月19日に改定する。  
この規約は、平成16年4月17日に改定する。  
この規約は、平成17年4月16日に改定する。  
この規約は、令和6年4月20日に改定する。

## 規 約 補 則 施 行 細 則

平成元年4月1日

規約39条の規約による施行細則を総会の委任によって理事会の議決を経て定める。

- 第1条 規約第5条に掲げる事業遂行に関する事、および各種事業部などの細部事項を別に定める。
- 第2条 規約第6条ないし第11条に規定する加盟団体に関する細部事項を定める。
- 第3条 規約第12条に掲げる役員に関する細部事項を定める。
- 第4条 規約第20条ないし第24条に掲げる会議に関する細部事項を定める。
- 第5条 規約第28条ないし第37条に掲げる資産および会計に関する細部規定を定める。
- 第6条 この施行細則第2条ないし第5条に掲げる規則は、制定後速やかに加盟団体に公示しなければならない。
- 第7条 この施行細則は、総会および理事会の議決を経なければ変更することはできない。
- 第8条 この施行細則は平成元年4月1日から施行する。